

# 結 果 の 概 要

## I 地方更生保護委員会

### 1 仮釈放等審理等の開始及び終了

#### (1) 審理の開始人員

平成 28 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の人員の総数（移送を除く。）は 19,964 人である。このうち、当年開始人員は 17,059 人、前年繰越人員（前年末現在審理中人員）は 2,905 人、仮釈放等審理等の人員総数に占める比率は、当年開始人員が 85.4%（小数第 2 位を四捨五入して算出した。以下同じ。）、前年繰越人員が 14.6%となっている。

最近 13 年間の種別ごとの開始人員の推移は、第 1 表のとおりである。

開始人員総数は、平成 14 年以降ほぼ横ばいであったが、同 19 年からはおおむね減少傾向にある。その内訳を見ると、仮釈放審理は平成 20 年以降おおむね減少傾向にあり、平成 27 年は微増したものの、平成 28 年は再び減少した。また、少年院仮退院審理は、平成 14 年以降おおむね減少傾向にある。

第 1 表 仮釈放等審理等の開始人員の推移

種 別		平成16年	17	18	19	20	21	22
人 員	総 数	24,131	22,773	22,837	22,455	21,323	20,556	20,080
	仮釈放	18,665	17,916	18,085	18,128	17,403	16,557	16,184
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	5,466	4,857	4,752	4,327	3,919	3,999	3,895
	うち、SE・SA対象者	1,883	1,560	1,439	1,352	1,167	1,181	1,018
	少年院退院	-	-	-	-	1	-	1
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	100	94	95	93	88	85	83
	仮釈放	100	96	97	97	93	89	87
	少年院仮退院	100	89	87	79	72	73	71
	うち、SE・SA対象者	100	83	76	72	62	63	54

  

種 別		23	24	25	26	27	28	構成比(%)
人 員	総 数	19,703	19,787	18,981	18,083	17,988	17,059	100.0
	仮釈放	16,094	16,310	15,594	14,967	15,118	14,351	84.1
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	3,608	3,476	3,387	3,115	2,870	2,708	15.9
	うち、SE・SA対象者	936	907	788	695	648	499	2.9
	少年院退院	-	-	-	-	-	-	-
	婦人補導院仮退院	1	1	-	1	-	-	-
指 数	総 数	82	82	79	75	75	71	...
	仮釈放	86	87	84	80	81	77	...
	少年院仮退院	66	64	62	57	53	50	...
	うち、SE・SA対象者	50	48	42	37	34	27	...

- (注) 1 指数は小数第 1 位を、構成比は小数第 2 位を、それぞれ四捨五入して算出した（以下同じ。）。
- 2 矯正施設の長からの申出によらない審理の開始人員については、本表に含めて計上した。
- 3 少年院在院中の退院及び婦人補導院仮退院は、人員が僅少なため指数を省略した。
- 4 I 地方更生保護委員会（以下記載を省略。）の 2 表参照

#### (2) 審理の終結人員

平成 28 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の終結人員総数（移送を除く。）は 17,244 人であり、前年に比べ 615 人減少している。その内訳は第 2 表のとおりであり、審理の終結事由別に見ると、仮釈放等を許す旨の決定（表においては「許可」と表示。以下「許可決定」と

いう。)を受けた人員は 16,099 人(終結人員総数の 93.4%)，許可しない旨の判断がされた人員は 1142 人(同 6.6%)，うち矯正施設の長からの申出の取下げがあった人員は 641 人(同 3.7%)となっている。

また、「許可」と「許可しない」人員の合計に対する「許可しない(取下げなし)」人員の比率は 2.9%となっている。

**第 2 表 仮釈放等審理等の終結人員**

種 別	総 数	許 可	許可しない (取下げなし)	許可しない (取下げあり)	その他	「許可しない(取下げなし)」人員の比率 (%)	
人	総 数	17,244	16,099	501	641	3	2.9
	仮釈放	14,527	13,397	496	631	3	3.4
	仮出場	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	2,717	2,702	5	10	-	0.2
	うち, SE・SA対象者	509	506	-	3	-	-
員	少年院退院	-	-	-	-	-	-
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-
構	総 数	100.0	93.4	2.9	3.7	0.0	...
成	仮釈放	100.0	92.2	3.4	4.3	0.0	...
比	仮出場	-	-	-	-	-	...
(%)	少年院仮退院	100.0	99.4	0.2	0.4	-	...
)	うち, SE・SA対象者	100.0	99.4	-	0.6	-	...

(注) 1 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、従来の「棄却率」に該当する。許可しない(取下げなし)人員 / (許可人員 + 許可しない人員) × 100 により算出した。

2 2 表参照

**(3) 許可決定人員の状況**

仮釈放等審理等の終結人員のうち、最近 6 年間の種別ごとの許可決定人員の推移は、第 3 表のとおりである。許可決定人員総数は平成 24 年以降減少傾向にある。

**第 3 表 仮釈放等審理等の許可決定人員の推移**

種 別	平成23年	24	25	26	27	28	構成比(%)	
人	総 数	18,679	18,469	18,158	17,225	16,832	16,099	100.0
	仮釈放	15,056	15,070	14,731	14,119	13,945	13,397	83.2
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	3,622	3,398	3,427	3,105	2,887	2,702	16.8
	うち, SE・SA対象者	941	892	790	713	635	506	3.1
員	少年院退院	-	-	-	-	-	-	-
	婦人補導院仮退院	1	1	-	1	-	-	-
指	総 数	100	99	97	92	90	86	...
	仮釈放	100	100	98	94	93	89	...
	仮出場	-	-	-	-	-	-	...
	少年院仮退院	100	94	95	86	80	75	...
数	うち, SE・SA対象者	100	95	84	76	67	54	...

(注) 2 表参照

**(4) 許可しない(取下げなし)人員の状況**

仮釈放等審理の終結人員のうち、最近 6 年間の種別ごとの許可しない(取下げなし)人員の推移は、第 4 表のとおりである。許可しない(取下げなし)人員は平成 20 年以降おおむね減少傾向にあったが、平成 27 年以降は増加している。

第4表 仮釈放等審理の許可しない（取下げなし）人員の推移

種 別		平成23年	24	25	26	27	28	構成比(%)
人 員	総 数	315	377	288	252	359	501	100.0
	仮釈放	312	377	284	252	359	496	99.0
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	3	-	4	-	-	5	1.0
	うち、SE・SA対象者	-	-	1	-	-	-	0.0
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	100	120	91	80	114	159	…
	仮釈放	100	121	91	81	115	159	…
	少年院仮退院	100	-	133	-	-	167	…

(注) 2表参照

最近6年間の種別ごとの「許可しない(取下げなし)」人員の比率の推移は、第5表のとおりである。平成28年における「許可しない(取下げなし)」人員の比率は2.9%(前年は2.0%)となっている。

第5表 仮釈放等審理の「許可しない(取下げなし)人員」の比率の推移

種 別	平成23年	24	25	26	27	28
総 数	1.6	1.9	1.5	1.4	2.0	2.9
仮釈放	1.9	2.3	1.8	1.7	2.4	3.4
少年院仮退院	0.1	-	0.1	-	-	0.2
うち、SE・SA対象者	-	-	0.1	-	-	-

(注) 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、許可しない(取下げなし)人員 / (許可決定人員 + 許可しない決定人員) × 100 により算出した。

(5) 仮釈放許可決定人員の刑の執行状況

平成28年における仮釈放許可決定人員13,397人のうち、定期刑の執行を受けた者は13,350人であり、これらの執行すべき刑期に対する執行した期間の割合(以下「刑の執行率」という。)を執行すべき刑期別に示したものが、第6表である。

総数を見ると、刑の執行率70%以上の者の比率が許可決定人員全体の98.8%となっている。

第6表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率

執行すべき刑期		総 数	59%以下	60~69%	70~79%	80~89%	90%以上
人 員	総 数	13,350	-	159	2,371	6,367	4,453
	1年以内	1,049	-	7	107	517	418
	2年以内	4,979	-	79	1,066	2,644	1,190
	3年以内	4,102	-	40	806	1,980	1,276
	5年以内	2,272	-	29	338	956	949
	5年を超える	948	-	4	54	270	620
構 成 比 ( %) ( )	総 数	100.0	-	1.2	17.8	47.7	33.4
	1年以内	100.0	-	0.7	10.2	49.3	39.8
	2年以内	100.0	-	1.6	21.4	53.1	23.9
	3年以内	100.0	-	1.0	19.6	48.3	31.1
	5年以内	100.0	-	1.3	14.9	42.1	41.8
	5年を超える	100.0	-	0.4	5.7	28.5	65.4

(注) 19表参照

定期刑仮釈放許可決定人員についての最近6年間の刑の執行率の構成比の推移は、第7表のとおりである。刑の執行率が比較的低い(69%以下)者の構成比を見ると、極めて低い水準で推移している。

第7表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率の構成比の推移

刑の執行率	平成23年	24	25	26	27	28
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
59%以下	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
60～69%	1.8	1.5	1.3	1.0	1.0	1.2
70～79%	22.0	21.4	19.7	18.5	17.9	17.8
80～89%	46.8	47.0	47.7	47.2	46.7	47.7
90%以上	29.3	30.0	31.3	33.2	34.3	33.4

(注) 19表参照

仮釈放許可決定人員のうち、無期刑の執行を受けた者の、最近6年間の受刑在所期間別の推移は、第8表のとおりである。

第8表 無期刑仮釈放許可決定人員の受刑在所期間別の推移

年次	総数	10年以内	12年以内	13年以内	14年以内	15年以内	16年以内	17年以内	18年以内	20年以内	20年を超える
平成23年	10	1	-	-	-	-	-	-	1	2	6
24	6	1	-	-	-	1	-	-	-	-	4
25	10	2	-	-	-	-	-	-	-	-	8
26	6	-	-	1	-	-	-	-	-	-	5
27	13	1	-	-	-	-	-	-	-	1	11
28	9	1	-	-	-	-	-	-	-	-	8

(注) 1 仮釈放を取り消され、再び刑の執行を受けた場合の在所期間は、その取消し後に執行した期間による。

2 21表参照

## 2 審理再開事由等通知の受理及び処理

平成28年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った審理再開事由等通知(仮釈放等の許可決定から当該決定による釈放までの間に、規律違反その他の特別の事情が生じたとき、矯正施設の長等が地方更生保護委員会に通知するもの。従来の仮釈放等許可取消事件)の受理人員総数(前年繰越しを含む。)は568人(前年は575人)であり、その種別ごとの内訳は、仮釈放審理再開事由等通知が473人(同480人)、少年院仮退院審理再開事由等通知が95人(同95人)である。

審理を再開した人員は558人(前年は567人)、審理を再開しなかった人員は5人(同3人)であり、そのうち審理を再開しなかったものの、特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めた人員は5人である。

審理再開後の措置について、仮釈放等許可決定を受けた人員は294人、許可しない旨の判断がされた人員は272人である。

## 3 仮釈放の取消し等の審理の開始及び終結

平成28年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放の取消し等の審理(保護観察中の者の行状により、期間途中で保護観察を終了又は矯正施設へ収容させる措置の要否等について審理するもの)の開始人員総数は1,745人(前年は1,882人)である。これを種別ごとに見ると、仮釈放取消しが633人(開始人員総数の36.3%)、保護観察停止が244人(同14.0%)、保護観察停止解除が114人(同6.5%)、戻し収容が13人(同0.7%)、少年院仮退院中の退院が525人(同30.1%)、保護観察仮解除が211人(同12.1%)となっている。

最近6年間の仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移は、第9表のとおりである。

第9表 仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移

種 別		平成23年	24	25	26	27	28
人 員	総 数	2,139	2,183	1,978	1,991	1,882	1,745
	仮釈放取消し	642	705	671	666	673	633
	保護観察停止	248	272	244	253	256	244
	保護観察停止解除	95	102	104	112	120	114
	保護観察停止取消し	2	-	-	1	1	1
	不定期刑終了	-	1	-	1	-	-
	戻し収容	25	31	19	9	11	13
	退 院	789	733	637	675	584	525
	保護観察仮解除	322	325	289	267	229	211
	保護観察仮解除取消し	16	14	14	7	8	4
指 数	総 数	100	102	92	93	88	82
	仮釈放取消し	100	110	105	104	105	99
	保護観察停止	100	110	98	102	103	98
	保護観察停止解除	100	107	109	118	126	120
	戻し収容	100	124	76	36	44	52
	退 院	100	93	81	86	74	67
	保護観察仮解除	100	101	90	83	71	66
	保護観察仮解除取消し	100	88	88	44	50	25

- (注) 1 保護観察停止取消し及び不定期刑終了は、人員が僅少なため指数を省略した。  
2 25表参照

また、平成28年における仮釈放の取消し等の審理の終結人員総数は1,764人であり、前年に比べ6.5%（123人）減少している。終結事由別内訳を見ると、申出等について理由ありとして認められたものが1,714人（終結人員総数の97.2%）、理由なしとしたものが49人（同2.8%）、その他（申出の取下げ等）が1人（同0.1%）となっている。

## Ⅱ 保護観察所

### 1 保護観察の開始

#### (1) 開始人員の推移

最近 13 年間の種別ごとの開始人員の推移は、第 10 表のとおりである。

平成 28 年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の人員の総数（移送を除く。）は 71,439 人であり、このうち、当年開始人員は 35,341 人、前年繰越人員（前年から継続して保護観察中の人員）は 36,098 人である。

種別ごとの開始人員を見ると、1 号観察（保護観察処分少年）は 16,304 人（開始人員の 46.1%）、2 号観察（少年院仮退院者）は 2,743 人（同 7.8%）、3 号観察（仮釈放者）は 13,260 人（同 37.5%）、4 号観察（保護観察付執行猶予者）は 3,034 人（同 8.6%）、5 号観察（婦人補導院仮退院者）は 0 人となっている。また、1 号観察のうち、短期保護観察の開始人員は 2,031 人（1 号観察開始人員の 12.5%）、交通短期保護観察（以下「交通短期」という。）の開始人員は 5,981 人（同開始人員の 36.7%）となっている。

開始人員総数は減少傾向にあり、同 28 年は前年に比べ 7.2%（2,762 人）減少している。

なお、平成 28 年における交通短期を除く開始人員 29,360 人における女子の比率は、11.0%（3,224 人）であり、近年 10%前後で推移している。

第 10 表 保護観察の開始人員の推移

種 別		平成16年	17	18	19	20	21	22	23
人 員	総 数	68,194	62,562	58,841	54,878	50,717	48,488	47,562	45,199
	1号観察	40,817	36,260	33,576	30,554	27,169	26,094	25,525	23,580
	うち、短期	4,575	4,271	3,929	3,910	3,662	3,665	3,668	3,595
	うち、交通短期	18,560	15,916	14,101	12,706	10,455	9,908	9,485	8,276
	2号観察	5,436	4,886	4,711	4,344	3,994	3,869	3,883	3,601
	うち、SE・SA対象者	1,907	1,547	1,433	1,351	1,174	1,127	1,017	903
	3号観察	16,690	16,420	16,081	15,832	15,840	14,854	14,472	14,620
	4号観察	5,251	4,996	4,473	4,148	3,714	3,671	3,682	3,398
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-	-
	指 数	総 数	100	92	86	80	74	71	70
1号観察		100	89	82	75	67	64	63	58
うち、短期		100	93	86	85	80	80	80	79
うち、交通短期		100	86	76	68	56	53	51	45
2号観察		100	90	87	80	73	71	71	66
うち、SE・SA対象者		100	81	75	71	62	59	53	47
3号観察		100	98	96	95	95	89	87	88
4号観察		100	95	85	79	71	70	70	65

種 別		平成24年	25	26	27	28	構成比 (%)	男	女
人 員	総 数	44,056	42,117	39,995	38,103	35,341	100.0	26,136	3,224
	1号観察	22,557	20,811	19,599	18,202	16,304	46.1	9,377	946
	うち、短期	3,295	2,995	2,871	2,480	2,031	5.7	1,819	212
	うち、交通短期	7,809	7,327	6,701	6,334	5,981	16.9	...	...
	2号観察	3,421	3,428	3,122	2,871	2,743	7.8	2,540	203
	うち、SE・SA対象者	896	757	697	601	476	1.3	456	20
	3号観察	14,700	14,623	13,925	13,570	13,260	37.5	11,658	1,602
	4号観察	3,376	3,255	3,348	3,460	3,034	8.6	2,561	473
	5号観察	2	-	1	-	-	-	...	-
	指 数	総 数	65	62	59	56	52	...	...
1号観察		55	51	48	45	40	...	...	...
うち、短期		72	65	63	54	44	...	...	...
うち、交通短期		42	39	36	34	32	...	...	...
2号観察		63	63	57	53	50	...	...	...
うち、SE・SA対象者		47	40	37	32	25	...	...	...
3号観察		88	88	83	81	79	...	...	...
4号観察		64	62	64	66	58	...	...	...

(注) 1 平成 28 年の男女の列において、総数及び 1 号観察の行に、交通短期保護観察対象者は含まれない。

2 II 保護観察所（以下記載を省略。）の 3～7 表参照

(2) 来日外国人の開始人員

平成 28 年における交通短期を除く開始人員のうち、来日外国人の種別ごとの開始人員は、第 11 表のとおりである。

第 11 表 来日外国人の開始人員

種 別	総 数	1号観察				2号観察			3号観察	4号観察
		計	一般	交通	短期	計	SE・SA 対象者以外	SE・SA対象者		
開始人員の総数	29,360	10,323	5,660	2,632	2,031	2,743	2,267	476	13,260	3,034
来日外国人	522	95	66	19	10	35	28	7	376	16
来日外国人の割合(%)	1.8%	0.9%	1.2%	0.7%	0.5%	1.3%	1.2%	1.5%	2.8%	0.5%

(注) 24 表参照

### (3) 罪名・非行名

平成 28 年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの罪名・非行名別の人員は、第 12 表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1 号観察から 4 号観察まで、いずれにおいても窃盗が最も多く、次に、1 号観察では道路交通法、傷害、2 号観察では傷害、詐欺、3 号観察では覚せい剤取締法、詐欺、4 号観察では覚せい剤取締法、刑法犯その他の順となっている。

第 12 表 開始人員の罪名・非行名

罪名・非行名	1号観察			2号観察			3号観察			4号観察		
	人員	構成比(%)		人員	構成比(%)		人員	構成比(%)		人員	構成比(%)	
総 数	10,323	100.0	(100.0)	2,743	100.0	(100.0)	13,260	100.0	(100.0)	3,034	100.0	(100.0)
刑法犯	7,576	73.4	(76.4)	2,321	84.6	(86.3)	8,465	63.8	(64.8)	2,203	72.6	(73.4)
強制わいせつ・強姦	235	2.3	(2.0)	140	5.1	(4.9)	434	3.3	(3.1)	194	6.4	(4.8)
殺人	3	0.0	(0.0)	22	0.8	(0.6)	189	1.4	(1.4)	36	1.2	(0.5)
傷害	1,564	15.2	(17.1)	501	18.3	(19.3)	524	4.0	(4.0)	289	9.5	(9.6)
業務上過失致死傷	749	7.3	(6.3)	68	2.5	(1.6)	309	2.3	(2.4)	60	2.0	(2.2)
窃盗	3,588	34.8	(35.7)	923	33.6	(35.9)	4,427	33.4	(33.8)	1,038	34.2	(35.9)
強盗	58	0.6	(0.7)	160	5.8	(6.1)	542	4.1	(4.4)	51	1.7	(1.8)
詐欺	194	1.9	(1.8)	226	8.2	(7.3)	1,189	9.0	(9.3)	146	4.8	(5.2)
恐喝	206	2.0	(2.4)	112	4.1	(4.6)	109	0.8	(0.8)	28	0.9	(0.9)
暴力行為等処罰に関する法律	70	0.7	(1.0)	20	0.7	(0.8)	33	0.2	(0.2)	12	0.4	(0.8)
その他	909	8.8	(9.6)	149	5.4	(5.2)	709	5.3	(5.6)	349	11.5	(11.7)
特別法犯	2,672	25.9	(22.9)	343	12.5	(10.3)	4,795	36.2	(35.2)	831	27.4	(26.6)
覚せい剤取締法	23	0.2	(0.2)	74	2.7	(1.8)	3,893	29.4	(28.5)	437	14.4	(14.2)
道路交通法	1,874	18.2	(16.8)	187	6.8	(6.4)	398	3.0	(2.9)	163	5.4	(4.9)
毒物及び劇物取締法	7	0.1	(0.0)	2	0.1	(-)	19	0.1	(0.3)	6	0.2	(0.3)
その他	768	7.4	(5.9)	80	2.9	(2.1)	485	3.7	(3.5)	225	7.4	(7.2)
ぐ 犯	75	0.7	(0.6)	70	2.6	(2.9)	...	...	...	...	...	...
施設送致申請	-	-	(-)	9	0.3	(0.5)	...	...	...	...	...	...

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ・同致死傷及び強姦・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び過失運転致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。

2 構成比の ( ) 内は、前年の構成比である。

3 8～11 表参照

### (4) 保護観察期間

平成 28 年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの保護観察期間は、第 13 表のとおりである。

種別ごとの保護観察期間を見ると、4 号観察は、判決が確定した日から刑の執行猶予期間が満了するまでの間であることから、保護観察期間が比較的長い者の占める比率が高くなっている。また、1 号観察は、原則として保護観察処分の日から本人が 20 歳に達するまでであるが、20 歳までの期間が 2 年に満たない場合は 2 年間であることから、4 号観察の次に保護観察期間が比較的長い者の占める比率が高くなっている。

3 号観察は、仮釈放を許す旨の決定による釈放の日から残刑期間が満了するまでであることから、実刑に付された者の言渡し刑期が、4 号観察の執行猶予期間等と比較して短い者が多い上、第 6 表のとおり刑の執行率の比較的高い者が多いことから、保護観察期間の短い者が多い。また、3 号観察の中でも、入所度数が増加するにつれて刑の執行率も高くなる傾向があることから、入所度数が増加するに従って保護観察期間の短い者の占める比率が高くなる傾向にある。

2 号観察は、少年院からの仮退院を許す旨の決定による釈放の日から仮退院期間の満了するまで(通常は 20 歳に達するまで)であるため、保護観察期間は一律ではない。

なお、ここでいう保護観察期間とは保護観察開始時に定められている期間であり、必ずしもこの期間の全部にわたって保護観察が実施されるわけではなく、保護観察開始後の行状等によっては、途中で保護観察の解除、退院、仮釈放の取消し、刑の執行猶予の言渡しの取消しなどの措置が採られることがある(第 16 表以下を参照)。



第 13 表 開始人員の保護観察期間

種 別	総 数	1月 以内	3月 以内	6月 以内	1年 以内	2年 以内	3年 以内	4年 以内	5年 以内	5年を 超える	無 期	
人 員	総 数	29,360	531	4,933	5,849	2,871	5,273	4,131	3,172	2,057	534	9
	1号観察	10,323	-	-	-	-	4,346	2,287	1,844	1,335	511	...
	2号観察	2,743	39	130	614	447	602	452	291	145	23	...
	SE・SA対象者以外	2,267	39	127	588	340	489	347	224	98	15	...
	SE・SA対象者	476	-	3	26	107	113	105	67	47	8	...
	3号観察	13,260	492	4,803	5,235	2,424	265	25	6	1	-	9
	入 所 度 数											
	初 度	7,110	179	1,424	3,076	2,143	251	24	5	1	-	7
	2 度	2,412	116	1,284	857	146	6	1	-	-	-	2
	3 度	1,362	56	685	558	59	3	-	1	-	-	-
	4度以上	2,368	141	1,407	742	74	4	-	-	-	-	-
	不 詳	8	-	3	2	2	1	-	-	-	-	-
	4号観察	3,034	-	-	-	-	60	1,367	1,031	576	...	...
構 成 比 (%)	総 数	100.0	1.8	16.8	19.9	9.8	18.0	14.1	10.8	7.0	1.8	0.0
	1号観察	100.0	-	-	-	-	42.1	22.2	17.9	12.9	5.0	...
	2号観察	100.0	1.4	4.7	22.4	16.3	21.9	16.5	10.6	5.3	0.8	...
	SE・SA対象者以外	100.0	1.7	5.6	25.9	15.0	21.6	15.3	9.9	4.3	0.7	...
	SE・SA対象者	100.0	-	0.6	5.5	22.5	23.7	22.1	14.1	9.9	1.7	...
	3号観察	100.0	3.7	36.2	39.5	18.3	2.0	0.2	0.0	0.0	-	0.1
	入 所 度 数											
	初 度	100.0	2.5	20.0	43.3	30.1	3.5	0.3	0.1	0.0	-	0.1
	2 度	100.0	4.8	53.2	35.5	6.1	0.2	0.0	-	-	-	0.1
	3 度	100.0	4.1	50.3	41.0	4.3	0.2	-	0.1	-	-	-
	4度以上	100.0	6.0	59.4	31.3	3.1	0.2	-	-	-	-	-
	4号観察	100.0	-	-	-	-	2.0	45.1	34.0	19.0	...	...

(注) 1 3号観察の入所度数不詳の構成比は省略した。

2 12表参照

(5) 年齢

平成 28 年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの年齢層は、第 14 表のとおりである。

種別ごとに最も多い年齢層を見ると、1号観察は 18・19 歳で 42.1% (前年は 38.3%)、2号観察は 18・19 歳で 45.4% (前年は 41.9%)、3号観察は 40～49 歳で 29.0% (前年は 28.5%)、4号観察は 20～29 歳で 28.2% (前年は 27.4%) となっている。

第 14 表 開始人員の年齢層

年 齢	1号観察			2号観察		
	人員	構成比 (%)		人員	構成比 (%)	
総 数	10,323	100.0	(100.0)	2,743	100.0	(100.0)
15歳以下	1,846	17.9	(21.5)	171	6.2	(7.8)
16・17歳	4,131	40.0	(40.2)	755	27.5	(29.7)
18・19歳	4,346	42.1	(38.3)	1,244	45.4	(41.9)
20歳以上	-	-	(-)	573	20.9	(20.6)
年 齢	3号観察			4号観察		
	人員	構成比 (%)		人員	構成比 (%)	
総 数	13,260	100.0	(100.0)	3,034	100.0	(100.0)
19歳以下	-	-	(-)	8	0.3	(0.1)
20～29歳	1,785	13.5	(13.3)	856	28.2	(27.4)
30～39歳	3,497	26.4	(27.3)	732	24.1	(23.5)
40～49歳	3,841	29.0	(28.5)	668	22.0	(22.6)
50～59歳	2,246	16.9	(16.8)	354	11.7	(13.1)
60歳以上	1,891	14.3	(14.1)	416	13.7	(13.4)

(注) 1 構成比の( )内は、前年の構成比である。

2 20表参照

## 2 保護観察の終了

### (1) 終了人員の推移等

平成28年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の終了人員（移送を除く。以下同じ。）総数は38,038人である。種別ごとに見ると、1号観察が17,940人（終了人員総数の47.2%）、2号観察が3,169人（同8.3%）、3号観察が13,506人（同35.5%）、4号観察が3,423人（同9.0%）、5号観察が0人である。また、1号観察のうち、交通短期の終了人員は6,213人（1号観察終了人員の34.6%）となっている。

最近13年間の種別ごとの終了人員の推移は、第15表のとおりである。

第15表 保護観察の終了人員の推移

種 別		平成16年	17	18	19	20	21	22
人 員	総 数	71,431	66,493	62,505	58,535	54,273	50,928	48,715
	1号観察	43,692	38,899	35,766	32,641	29,370	26,928	26,090
	うち、短期	4,728	4,447	4,135	3,835	3,878	3,726	3,572
	うち、交通短期	19,433	16,627	14,878	13,356	11,318	9,818	9,538
	2号観察	5,876	5,540	5,135	4,648	4,138	4,060	4,020
	うち、SE・SA対象者	2,192	2,025	1,687	1,464	1,258	1,287	1,212
	3号観察	16,539	16,793	16,496	16,430	16,054	15,364	14,481
	4号観察	5,324	5,261	5,108	4,816	4,711	4,576	4,124
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	100	93	88	82	76	71	68
	1号観察	100	89	82	75	67	62	60
	うち、短期	100	94	87	81	82	79	76
	うち、交通短期	100	86	77	69	58	51	49
	2号観察	100	94	87	79	70	69	68
	うち、SE・SA対象者	100	92	77	67	57	59	55
	3号観察	100	102	100	99	97	93	88
	4号観察	100	99	96	90	88	86	77
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
種 別		平成23年	24	25	26	27	28	構成比(%)
人 員	総 数	47,293	46,012	43,306	41,655	40,001	38,038	100.0
	1号観察	24,969	23,678	21,680	20,785	19,578	17,940	47.2
	うち、短期	3,595	3,542	3,168	2,929	2,804	2,306	6.1
	うち、交通短期	8,902	8,064	7,347	7,003	6,365	6,213	16.3
	2号観察	3,882	3,681	3,354	3,312	3,250	3,169	8.3
	うち、SE・SA対象者	1,027	972	858	827	762	680	1.8
	3号観察	14,599	14,948	14,751	14,173	13,751	13,506	35.5
	4号観察	3,843	3,703	3,521	3,384	3,422	3,423	9.0
	5号観察	-	2	-	1	-	-	-
指 数	総 数	66	64	61	58	56	53	...
	1号観察	57	54	50	48	45	41	...
	うち、短期	76	75	67	62	59	49	...
	うち、交通短期	46	41	38	36	33	32	...
	2号観察	66	63	57	56	55	54	...
	うち、SE・SA対象者	47	44	39	38	35	31	...
	3号観察	88	90	89	86	83	82	...
	4号観察	72	70	66	64	64	64	...
	5号観察	-	-	-	-	-	-	...

(注) 3～7表参照

## (2) 保護観察の終了事由

最近6年間の交通短期を除く保護観察終了者の種別ごとの終了事由別人員の推移は、第16表、第17表、第19表及び第20表のとおりである。

### ア 1号観察

平成28年における1号観察のうち、交通短期の終了人員は6,213人であり、そのうち6,180人(99.5%)が保護観察を解除されている。これは、交通短期が集団処遇や生活状況の報告等の方法により、再非行など行状に特段の問題が認められなければ、通常3、4か月で保護観察を解除する運用がなされていることによる。

交通短期を除く1号観察終了者11,727人の終了事由別内訳は、期間満了が1,161人(交通短期を除く1号観察終了者の9.9%)、解除が8,883人(同75.7%)、保護処分取消しが1,672人(同14.3%)、その他(死亡等)が11人(同0.1%)である。

なお、保護観察の解除とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに、保護観察所の長が期間途中で保護観察を打ち切るものであり、保護処分取消しとは、保護観察中の再非行等により新たに保護処分に付されたときなどに、家庭裁判所が当初の保護処分を取り消すものである。

第16表 交通短期保護観察を除く1号観察終了者の終了事由別人員の推移

年次		総数	期間満了	解除	保護処分取消し	その他
人	平成23年	16,067	1,343	12,387	2,314	23
	24	15,614	1,399	11,796	2,399	20
	25	14,333	1,189	11,003	2,115	26
	26	13,782	1,305	10,567	1,884	26
	27	13,213	1,242	10,073	1,877	21
	28	11,727	1,161	8,883	1,672	11
指	平成23年	100	100	100	100	100
	24	97	104	95	104	87
	25	89	89	89	91	113
	26	86	97	85	81	113
	27	82	92	81	81	91
	28	73	86	72	72	48
構成比(%)	平成23年	100.0	8.4	77.1	14.4	0.1
	24	100.0	9.0	75.5	15.4	0.1
	25	100.0	8.3	76.8	14.8	0.2
	26	100.0	9.5	76.7	13.7	0.2
	27	100.0	9.4	76.2	14.2	0.2
	28	100.0	9.9	75.7	14.3	0.1

(注) 26表参照

### イ 2号観察

平成28年における2号観察終了者3,169人の終了事由別内訳は、期間満了が2,153人(2号観察終了者の67.9%)、退院が536人(同16.9%)、戻し収容が8人(同0.3%)、保護処分取消しが461人(同14.5%)、その他(死亡等)が11人(同0.3%)である。

なお、退院とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに、地方更生保護委員会が期間途中で保護観察を打ち切るものであり、戻し収容とは、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったと認められるときに、家庭裁判所が少年院に戻して収容すべき旨の決定を行うものである。

第 17 表 2 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	退 院	戻し収容	保護処分 取消し	その他
人 員	平成23年	3,882	2,549	773	15	535	10
	24	3,681	2,309	715	21	628	8
	25	3,354	2,189	625	15	519	6
	26	3,312	2,165	639	6	493	9
	27	3,250	2,191	570	7	473	9
	28	3,169	2,153	536	8	461	11
指 数	平成23年	100	100	100	100	100	100
	24	95	91	92	140	117	80
	25	86	86	81	100	97	60
	26	85	85	83	40	92	90
	27	84	86	74	47	88	90
	28	82	84	69	53	86	110
構 成 比 ( %)	平成23年	100.0	65.7	19.9	0.4	13.8	0.3
	24	100.0	62.7	19.4	0.6	17.1	0.2
	25	100.0	65.3	18.6	0.4	15.5	0.2
	26	100.0	65.4	19.3	0.2	14.9	0.3
	27	100.0	67.4	17.5	0.2	14.6	0.3
	28	100.0	67.9	16.9	0.3	14.5	0.3

(注) 26 表参照

2 号観察終了者の終了事由別の少年院における処遇区分は、第 18 表のとおりである。

第 18 表 2 号観察終了者の終了事由別の少年院内処遇区分

終了事由	SE・SA対象者以外		SE・SA対象者	
	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)
総 数	2,489	100.0	680	100.0
期間満了	1,782	71.6	371	54.6
退 院	345	13.9	191	28.1
戻し収容	7	0.3	1	0.1
保護処分取消し	346	13.9	115	16.9
その他	9	0.4	2	0.3

(注) 26 表参照

### ウ 3 号観察

平成 28 年における 3 号観察終了者 13,506 人の終了事由別内訳は、期間満了が 12,822 人（3 号観察終了者の 94.9%）、不定期刑終了が 0 人、仮釈放取消しが 627 人（同 4.6%）、停止中時効完成が 6 人（同 0.0%）、その他（死亡、恩赦等）が 51 人（同 0.4%）である。

なお、不定期刑終了とは、刑の短期を経過した不定期刑仮釈放者について保護観察を継続する必要がなくなったと認めるときに、地方更生保護委員会が刑の執行を受け終わったものとするものであり、仮釈放取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守しなかったときに、地方更生保護委員会が仮釈放を取り消すものであり、その場合は仮釈放期間の全部について再び服役することになる。

第 19 表 3 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	不定期刑 終了	仮釈放 取消し	停止中 時効完成	その他
人 員	平成23年	14,599	13,918	-	619	7	55
	24	14,948	14,215	1	674	14	44
	25	14,751	14,053	-	646	6	46
	26	14,173	13,473	1	651	6	42
	27	13,751	13,044	-	660	6	41
	28	13,506	12,822	-	627	6	51
指 数	平成23年	100	100	-	100	100	100
	24	102	102	-	109	200	80
	25	101	101	-	104	86	84
	26	97	97	-	105	86	76
	27	94	94	-	107	86	75
	28	93	92	-	101	86	93
構 成 比 ( %) )	平成23年	100.0	95.3	-	4.2	0.0	0.4
	24	100.0	95.1	0.0	4.5	0.1	0.3
	25	100.0	95.3	-	4.4	0.0	0.3
	26	100.0	95.1	0.0	4.6	0.0	0.3
	27	100.0	94.9	-	4.8	0.0	0.3
	28	100.0	94.9	-	4.6	0.0	0.4

(注) 26 表参照

エ 4 号観察

平成 28 年における 4 号観察終了者 3,423 人の終了事由別内訳は、期間満了が 2,454 人(4 号観察終了者の 71.7%)、刑の執行猶予の言渡しの取消しが 848 人(同 24.8%)、その他(死亡等)が 121 人(同 3.5%)である。

なお、刑の執行猶予取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守せずその情状が重いとときに、裁判所が刑の執行猶予の言渡しを取り消すものである。平成 28 年中に刑の執行猶予の取消しにより保護観察を終了した 848 人の取消事由別の内訳は、保護観察中に更に罪を犯し禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 761 人(刑の執行猶予取消しによる終了人員の 89.7%)、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったことによるもの(保護観察中に更に罪を犯したが、その犯罪について捜査中、公判中又は判決言渡し後確定前の者を含む。)が 78 人(9.2%)、保護観察前の余罪について禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 9 人(1.1%)である。

第 20 表 4 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	刑の執行猶予 の取消し	その他
人 員	平成23年	3,843	2,717	1,012	114
	24	3,703	2,526	1,049	128
	25	3,521	2,577	829	115
	26	3,384	2,403	846	135
	27	3,422	2,442	869	111
	28	3,423	2,454	848	121
指 数	平成23年	100	100	100	100
	24	96	93	104	112
	25	92	95	82	101
	26	88	88	84	118
	27	89	90	86	97
	28	89	90	84	106
構 成 比 ( %) )	平成23年	100.0	70.7	26.3	3.0
	24	100.0	68.2	28.3	3.5
	25	100.0	73.2	23.5	3.3
	26	100.0	71.0	25.0	4.0
	27	100.0	71.4	25.4	3.2
	28	100.0	71.7	24.8	3.5

(注) 26 表参照

### 3 保護観察の係属

#### (1) 年末現在保護観察中の人員の推移

最近 13 年間の種別ごとの年末現在保護観察中の人員の推移は、第 21 表のとおりである。

第 21 表 年末現在保護観察中の人員の推移

種 別		平成16年	17	18	19	20	21	22
人 員	総 数	63,534	59,540	55,816	52,133	48,546	46,089	44,906
	1号観察	32,742	30,059	27,821	25,718	23,498	22,645	22,061
	うち、短期	2,828	2,649	2,439	2,508	2,294	2,225	2,318
	うち、交通短期	6,336	5,621	4,841	4,197	3,335	3,428	3,373
	2号観察	7,009	6,353	5,919	5,607	5,455	5,259	5,117
	うち、SE・SA対象者	2,920	2,437	2,184	2,068	1,998	1,838	1,641
	3号観察	8,096	7,715	7,304	6,701	6,489	5,981	5,967
	4号観察	15,687	15,413	14,772	14,107	13,104	12,204	11,761
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	100	94	88	82	76	73	71
	1号観察	100	92	85	79	72	69	67
	うち、短期	100	94	86	89	81	79	82
	うち、交通短期	100	89	76	66	53	54	53
	2号観察	100	91	84	80	78	75	73
	うち、SE・SA対象者	100	83	75	71	68	63	56
	3号観察	100	95	90	83	80	74	74
	4号観察	100	98	94	90	84	78	75
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
種 別		平成23年	24	25	26	27	28	構成比(%)
人 員	総 数	42,803	40,837	39,652	37,990	36,098	33,394	100.0
	1号観察	20,662	19,533	18,663	17,480	16,107	14,465	43.3
	うち、短期	2,278	2,029	1,855	1,797	1,473	1,196	3.6
	うち、交通短期	2,745	2,492	2,470	2,168	2,137	1,905	5.7
	2号観察	4,835	4,573	4,645	4,454	4,077	3,650	10.9
	うち、SE・SA対象者	1,521	1,445	1,343	1,211	1,052	850	2.5
	3号観察	5,988	5,740	5,614	5,364	5,184	4,935	14.8
	4号観察	11,318	10,991	10,730	10,692	10,730	10,344	31.0
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	67	64	62	60	57	53	...
	1号観察	63	60	57	53	49	44	...
	うち、短期	81	72	66	64	52	42	...
	うち、交通短期	43	39	39	34	34	30	...
	2号観察	69	65	66	64	58	52	...
	うち、SE・SA対象者	52	49	46	41	36	29	...
	3号観察	74	71	69	66	64	61	...
	4号観察	72	70	68	68	68	66	...
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-

(注) 3～7表参照

#### (2) 保護観察中の者の状態別人員

平成 28 年末現在保護観察中の者の種別ごとの状態別人員は、第 22 表のとおりである。

1号観察の一時解除とは、保護観察所の長がその者の改善更生に資すると認めるときに、期間を定めて、保護観察を一時的に解除するものである。4号観察の仮解除とは、健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができることを認めるときに、地方更生保護委員会が、保護観察所の長の申出に基づき、決定をもって行うものである。なお、仮解除は保護観察の実質的内容である指導監督及び補導援護を実施しないが、解除や退院と異なり、仮解除中の行状によっては、必要があれば再び保護観察を開始することができる。また、身柄拘束とは、保護観察中の再犯・再非行等により法令による身柄の拘束を受けている状態である。

3号観察において所在不明の者の比率が高いのは、保護観察中に所在不明となったときに、3号観察のみ法に基づき、所在が判明するか刑の時効が完成するまでの間、刑期の進行を止めて所在調査を継続するためである。なお、その他の種別については、所在不明のまま当初に定められた保護観察期間が経過すれば保護観察は終了する。

第 22 表 平成 28 年末現在保護観察中の者の状態別人員

種 別	総 数	対前年比 (%)	保護観察 実施中	一時解除	仮解除	所在不明	身柄拘束	
人 員	総 数	33,394	-7.5	32,310	6	178	341	559
	1号観察	14,465	-10.2	14,204	6	…	89	166
	2号観察	3,650	-10.5	3,558	…	…	31	61
	3号観察	4,935	-4.8	4,761	…	…	110	64
	4号観察	10,344	-3.6	9,787	…	178	111	268
構 成 比 (%)	総 数	100.0	…	96.8	0.0	0.5	1.0	1.7
	1号観察	100.0	…	98.2	0.0	…	0.6	1.1
	2号観察	100.0	…	97.5	…	…	0.8	1.7
	3号観察	100.0	…	96.5	…	…	2.2	1.3
	4号観察	100.0	…	94.6	…	1.7	1.1	2.6

(注) 3～7表参照

#### 4 保護観察中の犯罪・非行

平成 28 年における交通短期を除く保護観察終了者のうち、保護観察中の犯罪・非行により刑事処分又は保護処分に付された者（以下その比率を「再処分率」という。）は、第 23 表のとおりである（なお、仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者については、26 表を参照）。

再処分率の種別ごとの内訳を見ると、4号観察が 28.3%（前年は 29.7%）、2号観察が 22.0%（同 20.4%）、1号観察が 17.5%（同 17.1%）、3号観察が 0.3%（同 0.4%）の順となっている。

種別ごとの処分の構成比を見ると、1号観察では少年院に送致された者が 45.4%、再び1号観察に付された者が 43.9%、罰金に処せられた者が 5.4%、2号観察では再び少年院に送致された者が 63.4%、1号観察に付された者が 30.0%、3号観察では懲役又は禁錮の実刑に処せられた者が 2.3%、罰金に処せられた者が 29.5%、4号観察では懲役又は禁錮の実刑に処せられた者が 76.9%、罰金に処せられた者が 11.7%となっている。

第 23 表 保護観察終了者の保護観察中の犯罪・非行による処分

種 別	保護観察 終了者 (A)	保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者									再処分率 (B) — ×100 (A)	
		計 (B)	懲役・禁錮		少年院 送 致	1号 観 察	罰 金	拘留 ・ 科 料	起訴 猶 予	その他		
			実刑	猶予								
人 員	総 数	31,825	3,766	771	97	1,376	1,113	262	6	140	1	11.8
	1号観察	11,727	2,058	24	67	935	904	111	2	15	—	17.5
	2号観察	3,169	696	2	13	441	209	25	—	5	1	22.0
	3号観察	13,506	44	1	—	—	—	13	1	29	—	0.3
	4号観察	3,423	968	744	17	—	—	113	3	91	—	28.3
構 成 比 (%)	総 数	…	100.0	20.5	2.6	36.5	29.6	7.0	0.2	3.7	0.0	…
	1号観察	…	100.0	1.2	3.3	45.4	43.9	5.4	0.1	0.7	—	…
	2号観察	…	100.0	0.3	1.9	63.4	30.0	3.6	—	0.7	0.1	…
	3号観察	…	100.0	2.3	—	—	—	29.5	2.3	65.9	—	…
	4号観察	…	100.0	76.9	1.8	—	—	11.7	0.3	9.4	—	…

(注) 1 保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含めていない。

2 44表参照

平成 28 年における交通短期保護観察を除く保護観察終了者の種別ごとの保護観察開始時の罪名・非行名別の再処分率は、第 24 表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1号観察では、窃盗(22.9%)、恐喝(22.8%)、2号観察では、窃盗(28.2%)、恐喝(27.0%)の順で再処分率が高くなっている。3号観察では、他の種別に比べて再処分率は全般に低率である。4号観察では、他の種別と比較して再処分率は全般に高率であり、再犯による処分が

懲役又は禁錮の実刑である者の比率が高く、終了者の21.7%（744人）が、期間中の再犯により懲役又は禁錮の全部実刑に処せられている。4号観察開始時の罪名別では、覚せい剤取締法（36.7%）、窃盗（35.5%）が比較的高率となっている。

第24表 保護観察終了者の開始時罪名・非行名別再処分率

罪名・非行名	1号観察		2号観察		3号観察		4号観察	
	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)
総数	11,727	17.5	3,169	22.0	13,506	0.3	3,423	28.3
刑法犯	9,124	18.9	2,760	22.8	8,629	0.4	2,572	27.9
強制わいせつ・強姦	229	8.3	163	15.3	455	0.4	174	16.7
殺人	2	-	21	9.5	206	1.0	27	11.1
傷害	2,019	17.2	641	22.0	501	0.6	358	24.0
業務上過失致死傷	751	7.5	52	7.7	307	-	87	16.1
窃盗	4,311	22.9	1,143	28.2	4,568	0.4	1,186	35.5
強盗	78	16.7	204	20.6	590	0.5	62	27.4
詐欺	185	17.8	210	12.4	1,160	0.3	178	30.3
恐喝	298	22.8	122	27.0	120	1.7	60	18.3
暴力行為等処罰に関する法律	115	13.0	23	26.1	32	-	27	11.1
その他	1,136	16.0	181	15.5	690	0.3	413	19.1
特別法犯	2,535	12.7	314	14.3	4,877	0.2	851	29.5
覚せい剤取締法	35	17.1	61	6.6	3,962	0.3	463	36.7
道路交通法	1,834	12.3	178	19.1	394	-	185	15.7
毒物及び劇物取締法	5	20.0	4	-	21	-	11	18.2
その他	661	13.5	71	9.9	500	-	192	26.0
ぐ犯	68	19.1	82	26.8	...	...	...	...
施設送致申請	-	-	13	-	...	...	...	...

- (注) 1 保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含まない。ただし、起訴猶予処分を受けた者はこれに含む。
- 2 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ・同致死傷及び強姦・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び過失運転致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。
- 3 31表, 44表参照

## 5 生活環境の調整の実施状況

平成28年において、全国の保護観察所で行った収容中の者に対する生活環境調整の開始及び終了人員は、第25表のとおりである。

開始人員（身上調査書等の受理、地方更生保護委員会からの生活環境の調整の求めを受けて開始した者又は要調整事項等通知書の送付を受けて開始した者の延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。以下同じ。）の総数は42,831人であり、前年に比べ6,020人（12.3%）減少している。内訳を見ると、受刑者が38,983人で5,846人（13.0%）減少し、少年院在院者は3,848人で174人（4.3%）減少し、婦人補導院在院者は0人（前年0人）となっている。

終了人員（少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。）は46,647人であり、前年に比べ6,795人（12.7%）減少している。内訳を見ると、受刑者が42,621人で前年に比べ6,671人（13.5%）減少し、少年院在院者は4,026人で前年に比べ124人（3.0%）減少している。婦人補導院在院者は0人（前年0人）である。

また、少年院におけるSE・SA対象者とSE・SA対象者以外との間の移行が3人であり、更生保護法第83条に基づく4号観察言渡し後確定前の者に対する生活環境の調整の開始人員が38人、少年法第24条第2項に基づく1号観察中又は少年院在院中の者に対する生活環境の調整の開始人員が264人である。



第 25 表 収容中の生活環境調整の開始及び終了人員

種 別	前年から繰越し	開 始 等					終 了 等			年末現在継続中
		総 数	身 上 調 査 書	求生活 環境調整	要調整 事項等 通知書	SE・SA対象者又は SE・SA対象以外 から移行	総 数	終 了	SE・SA対象者又は SE・SA対象以外 に移行	
総 数	53,569	42,834	42,739	53	39	3	46,650	46,647	3	49,753
受 刑 者	50,872	38,983	38,902	45	36	…	42,621	42,621	…	47,234
少年院・婦人補導院在院者	2,697	3,851	3,837	8	3	3	4,029	4,026	3	2,519

(注) 54～56 表参照

## 6 補導援護・応急の救護及び更生緊急保護の実施状況

### (1) 更生緊急保護の申出人員

平成 28 年において、全国の保護観察所で更生緊急保護の申出を受けた人員の総数は 10,516 人であり、前年に比べ 84 人(0.8%)増加している。内訳を見ると、刑の執行終了が 7,175 人(前年比 319 人(4.7%)増)、刑の執行猶予が 1,250 人(同 133 人(9.6%)減)、起訴猶予が 1,435 人(同 4 人(0.3%)増)、罰金・科料 440 人(同 60 人(12.0%)減)、労役場出場者・仮出場者が 171 人(同 44 人(20.5%)減)、少年院退院者・仮退院者が 45 人(同 2 人(4.3%)減)となっている。

### (2) 自庁保護の実施状況

最近 6 年間の自庁保護実施人員の推移は、第 26 表のとおりである。

平成 28 年において、全国の保護観察所が直接、補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の総数は 13,817 人であり、前年に比べ 394 人(2.8%)減少している。内訳を見ると、補導援護・応急の救護が 6,156 人(実施人員総数の 44.6%)で前年に比べ 1 人(0.0%)減少しており、更生緊急保護が 7,661 人(実施人員総数の 55.4%)で前年に比べ 393 人(4.9%)減少している。

第 26 表 自庁保護実施人員の推移

種 別	平成23年	24	25	26	27	28	構成比(%)	
人 員	総 数	17,213	16,674	15,681	14,763	14,211	13,817	100.0
	補導援護・応急の救護	6,209	6,378	6,237	6,179	6,157	6,156	44.6
	更生緊急保護	11,004	10,296	9,444	8,584	8,054	7,661	55.4
指 数	総 数	100	97	91	86	83	80	…
	補導援護・応急の救護	100	103	100	100	99	99	…
	更生緊急保護	100	94	86	78	73	70	…

(注) 1 1 人について 2 以上の措置を実施した場合は延べ人員で計上している。

2 58 表参照

補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の措置別内訳を見ると、宿泊が 38 人(前年比 5 人(15.2%)増)、食事給与が 737 人(同 84 人(10.2%)減)、衣料給与が 1,619 人(同 139 人(9.4%)増)、医療援助が 27 人(同 7 人(35.0%)増)、旅費給与が 696 人(同 116 人(14.3%)減)、一時保護事業を営む者へのあっせんが 1,774 人(平成 28 年 6 月から集計)となっている。

なお、同一人に対する 2 以上の保護の措置は、措置別にそれぞれ計上されている。

### (3) 委託保護の実施状況

最近 6 年間の委託保護実施人員の推移は、第 27 表のとおりである。

平成 28 年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置(宿泊場所の供与)の実施人員の総数は 11,644 人であり、前年に比べ 65 人(0.6%)増加している。このうち、前年から引き続いて実施した人員は 2,086 人(総数の 17.9%)であり、平成 28 年に新たに開始した人員は 9,558 人(同 82.1%)である。また、新たに開始した者について、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 7,939 人、それ以外への委託が 1,619 人であり、更に更生保護施設

委託のうち、補導援護・応急の救護が 4,712 人、更生緊急保護が 3,227 人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が 483 人、更生緊急保護が 1136 人である。

また、平成 28 年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の終了人員の総数は 9,657 人で、前年に比べ 164 人（1.7%）増加している。委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 8,042 人、それ以外への委託が 1,615 人であり、更に更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が 4,828 人、更生緊急保護が 3,214 人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が 477 人、更生緊急保護が 1,138 人である。

**第 27 表 委託保護実施人員の推移**

種 別		平成23年	24	25	26	27	28	構成比(%)
人員	総 数	10,665	11,721	11,241	11,391	11,579	11,644	100.0
	補導援護・応急の救護	5,720	6,444	6,434	6,482	6,604	6,555	56.3
	更生緊急保護	4,945	5,277	4,807	4,909	4,975	5,089	43.7
指数	総 数	100	110	105	107	109	109	...
	補導援護・応急の救護	100	113	112	113	115	115	...
	更生緊急保護	100	107	97	99	101	103	...

(注) 59 表参照

この宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者 4,352 人の区分別の宿泊保護日数は、第 28 表のとおりである。

**第 28 表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の宿泊保護日数**

終了者区分		総 数	5日 以内	10日 以内	20日 以内	1月 以内	2月 以内	3月 以内	6月 以内
人 員	総 数	4,352	524	265	532	315	639	543	1,534
	刑の執行終了者	2,759	346	155	221	207	437	374	1,019
	刑の執行猶予者	599	73	52	209	26	63	38	138
	起訴猶予者	708	77	43	78	55	99	86	270
	罰金受刑者・科料受刑者	189	18	10	16	15	26	28	76
	労役場出場者・仮出場者	67	7	4	6	9	11	11	19
	少年院退院者・仮退院者	30	3	1	2	3	3	6	12
構 成 比 ( % )	総 数	100.0	12.0	6.1	12.2	7.2	14.7	12.5	35.2
	刑の執行終了者	100.0	12.5	5.6	8.0	7.5	15.8	13.6	36.9
	刑の執行猶予者	100.0	12.2	8.7	34.9	4.3	10.5	6.3	23.0
	起訴猶予者	100.0	10.9	6.1	11.0	7.8	14.0	12.1	38.1
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	9.5	5.3	8.5	7.9	13.8	14.8	40.2
	労役場出場者・仮出場者	100.0	10.4	6.0	9.0	13.4	16.4	16.4	28.4
	少年院退院者・仮退院者	100.0	10.0	3.3	6.7	10.0	10.0	20.0	40.0

(注) 67 表参照

宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者 4,352 人の入所事由は第 29 表のとおりである。入所事由の内訳を見ると、頼るべき親族なしが全体の 77.5%、次に、親族が引受けを拒否が 9.9%、親族と同居を望まずが 8.3%の順となっている。

第 29 表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の入所事由

終了者区分		総数	頼るべき親族なし	親族が引受けを拒否	親族と同居を望まず	生活訓練を受けるため	その他
人員	総数	4,352	3,371	433	360	99	89
	刑の執行終了者	2,759	2,156	241	226	68	68
	刑の執行猶予者	599	426	88	58	14	13
	起訴猶予者	708	570	70	51	12	5
	罰金受刑者・科料受刑者	189	159	13	14	1	2
	労役場出場者・仮出場者	67	52	6	6	2	1
	少年院退院者・仮退院者	30	8	15	5	2	-
構成比(%)	総数	100.0	77.5	9.9	8.3	2.3	2.0
	刑の執行終了者	100.0	78.1	8.7	8.2	2.5	2.5
	刑の執行猶予者	100.0	71.1	14.7	9.7	2.3	2.2
	起訴猶予者	100.0	80.5	9.9	7.2	1.7	0.7
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	84.1	6.9	7.4	0.5	1.1
	労役場出場者・仮出場者	100.0	77.6	9.0	9.0	3.0	1.5
	少年院退院者・仮退院者	100.0	26.7	50.0	16.7	6.7	-

(注) 65 表参照

平成 28 年末現在委託保護中の人員の総数は 1,987 人で、前年に比べ 99 人(4.7%)減少しており、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 1,663 人、それ以外への委託が 324 人となっている。また、更生保護施設委託(1,663 人)のうち、補導援護・応急の救護が 1,124 人(構成比 67.6%) 更生緊急保護が 539 人(同 32.4%)となっている。

7 生活環境調査事件、生活環境調整事件及び精神保健観察事件の処理状況

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成 15 年法律第 110 号)第 19 条の規定により保護観察所において処理する生活環境調査、生活環境調整及び精神保健観察の各事件について、同法が施行された平成 17 年 7 月 15 日から同 28 年末までの処理状況の推移は、第 30 表から第 32 表までのとおりである。

第 30 表 生活環境調査事件の処理状況の推移

年次	開始件数		終結件数		年末現在係属件数	
平成17年	131	(-)	75	(-)	56	(-)
18	378	(12)	359	(9)	75	(3)
19	449	(9)	432	(11)	92	(1)
20	398	(9)	410	(8)	80	(2)
21	315	(9)	330	(9)	65	(2)
22	389	(17)	382	(15)	72	(4)
23	431	(16)	413	(19)	90	(1)
24	375	(20)	403	(19)	62	(2)
25	396	(8)	387	(8)	71	(2)
26	367	(11)	368	(13)	70	(-)
27	339	(13)	351	(10)	58	(3)
28	361	(10)	352	(12)	67	(1)
累計	4,329	(134)	4,262	(133)		

(注) 1 平成 17 年は、7 月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。

2 ( ) 内の数は、医療観察法第 33 条第 1 項以外の申立てに係る件数であり、内数である。

第 31 表 生活環境調整事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
平成17年	47	(-)	47
18	191	32	206
19	253	99	360
20	259	145	474
21	210	215	469
22	246	186	529
23	280	167	642
24	263	237	668
25	275	202	742
26	267	239	770
27	261	303	728
28	243	246	725
累 計	2,795	2,071	

- (注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。  
 2 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。

第 32 表 精神保健観察事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
平成17年	19 <->	- <->	19 <->
18	108 <28>	5 <->	122 <28>
19	148 <73>	23 <5>	247 <96>
20	175 <114>	58 <17>	364 <193>
21	217 <166>	116 <37>	465 <322>
22	213 <151>	154 <85>	524 <388>
23	180 <140>	174 <119>	530 <409>
24	226 <188>	206 <162>	550 <435>
25	203 <165>	197 <144>	556 <456>
26	234 <203>	200 <151>	590 <508>
27	287 <254>	210 <173>	667 <589>
28	239 <204>	220 <182>	686 <611>
累 計	2,249 <1686>	1,563 <1075>	

- (注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。  
 2 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。  
 3 < > 内の数は、開始件数においては退院許可決定による件数、それ以外においては退院許可決定により開始された件数であり、内数である。

## Ⅲ 恩赦

### 1 常時恩赦の受理人員

平成 28 年において、常時恩赦の受理人員総数は 129 人で、前年に比べ 19 人（12.8%）減少している。受理人員の内訳は、第 33 表のとおりであり、旧受人員（前年からの繰越人員）が 71 人、新受人員が 58 人となっている。また、新受人員の上申庁別内訳は、保護観察所からが 45 人（前年 35 人）、刑事施設からが 7 人（同 11 人）、検察庁からが 6 人（同 7 人）となっている。

なお、恩赦には常時恩赦のほかに、内閣が一定の基準を示し一定の期間を限って行う特別基準恩赦（常時恩赦及び特別基準恩赦は、ともに中央更生保護審査会の個別審査を経て行われることから個別恩赦ともいう。）及び皇室の慶弔時等に政令によって一律に行う政令恩赦がある。

**第 33 表 常時恩赦の受理人員**

上申庁等	人員	対前年比 (%)	構成比 (%)
総 数	129	-12.8	100.0
旧 受	71	-25.3	55.0
新 受	58	9.4	45.0
保護観察所	45	28.6	34.9
刑事施設	7	-36.4	5.4
検察庁	6	-14.3	4.7

（注） Ⅲ 恩赦（以下記載を省略。）の 1 表参照

### 2 常時恩赦の既済人員

平成 28 年において、常時恩赦の上申庁別既済状況を見ると、第 34 表のとおりである。

既済人員の総数は 69 人で、前年に比べると 8 人（10.4%）減少している。これを既済事由別に見ると、恩赦相当が 29 人（既済人員総数の 42.0%）、恩赦不相当が 36 人（同 52.2%）となっている。

**第 34 表 常時恩赦の既済状況**

上申庁	総 数	相 当					不相当	その他	
		計	特赦	減刑	刑の執行 の免除	復権			
人 員	総 数	69	29	-	-	5	24	36	4
	保護観察所	55	27	-	-	3	24	26	2
	刑事施設	11	-	-	-	-	-	9	2
	検 察 庁	3	2	-	-	2	-	1	-
構 成 比 (%)	総 数	100.0	42.0	-	-	7.2	34.8	52.2	5.8
	保護観察所	100.0	49.1	-	-	5.5	43.6	47.3	3.6
	刑事施設	100.0	-	-	-	-	-	81.8	18.2
	検 察 庁	100.0	66.7	-	-	66.7	-	33.3	-

（注） 1 表参照